

入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（案） 「賦課限度額の改定について」

地方税法施行令の一部が改正（平成 30 年 3 月 31 日公布、4 月 1 日施行）され、基礎課税額の法定賦課限度額が引き上げられたことに伴い、条例の賦課限度額を法定賦課限度額まで下表のとおり引き上げる条例改正を、12 月議会へ提案します。適用年度は平成 31 年度分から適用とします。

なお、埼玉県国民健康保険運営方針で「賦課限度額は、法定賦課限度額のとおり設定することを旨とする」旨の方針が示されております。

区 分	改正案	現 行
医療給付費分	<u>58 万円</u>	<u>54 万円</u>
後期高齢者支援金等分	19 万円	19 万円
介護納付金分	16 万円	16 万円
合 計	<u>93 万円</u>	<u>89 万円</u>

※後期高齢者支援金等分及び介護納付金分は改正なし

限度額を引き上げた場合の影響について

1 世帯数と被保険者数の比較

平成 30 年 10 月 16 日現在

区 分		改正案	現 行	比 較
医療給付費分	世帯数	441 世帯	496 世帯	▲55 世帯
後期高齢者支援金等分	世帯数	288 世帯	288 世帯	― 世帯
介護納付金分	世帯数	94 世帯	94 世帯	― 世帯

2 税額の比較

賦課限度額を引き上げた場合は、平成 30 年 10 月 16 日現在で試算すると、約 1 千 8 7 2 万円賦課額が増加する見込みです。